

平成27年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
法学既修者コース 入学試験

法律科目論文試験問題（民事法）

（120分）

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に受験番号と氏名を記入し、民法用及び民事訴訟法用の2種類の答案用紙それぞれに受験番号を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙も含めて4枚であることを確認してください。
- 4) 答案は横書きとし、筆記用具は鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- 5) 配布された六法に、書き込み等はしないでください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

民法（配点 150 点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【第1問】から【第3問】に答えなさい。
なお、各問はすべて独立した問いであるものとする。

〔事例〕

平成18年6月1日、BはAに対し、弁済期を平成21年4月30日として無利息で1億円を貸し付けた。それと同時にBは、Aとの間でAの所有する甲土地（当時の時価4,000万円）を担保のためにBに譲渡する契約を締結した。平成18年6月8日に登記原因を譲渡担保する甲土地の所有権移転登記がなされた。

同年7月4日、CはAからAの負う上記1億円の債務について連帯保証人となることを要請された。この際、Aが甲土地をすでに担保に供していることを知らされ、Bからも甲土地の登記事項証明書が提示された。Cは、当時、甲土地の周辺が新設予定の新幹線の走行ルートになるとの新聞報道がなされていたことから、平成21年ころまでには甲土地の価格は1億円を上回るだろうと考え、連帯保証契約書に署名した。

ところが、平成18年の秋に新幹線の走行ルートが正式決定され、甲土地周辺は新幹線のルートから大きく外れることが確定し、この時点で甲土地の価格は3,000万円に下落した。

【第1問】（50点）

Cは、平成19年1月10日に、甲土地の価格について考え違いがあったから自己が連帯保証人になった前提が覆されたとしてB・C間で締結された連帯保証契約の無効を主張した。この主張は認められるか。

〔事例（続き）〕

Cが連帯保証の無効を主張してきたので、Bはこの無効の主張が万が一認められることとなるといけないと思い、Aに対し、別の資力のある連帯保証人を立てることを要請した。

そこで、Aは親しい友人Eに、Eの父親Dに連帯保証人になってもらってほしいと懇請した。そして、平成19年5月4日、Bは、Dの代理人と称するEとの間でAの負う1億円の債務について連帯保証する契約を書面で締結した。E

は連帯保証契約締結の際、自己が偽造した委任状をBに提示していた。

DはEに裏切られたショックで倒れ、平成19年10月2日に死亡した。Dの相続人はEのみである。

【第2問】（50点）

Aが弁済期に債務を履行しなかったので、平成21年6月10日にBはEに保証債務の履行を求めてきた。Eは無権代理を理由に保証債務の履行を拒絶することができるか。必要に応じて、場合分けをして答えなさい。なお、Eの無権代理人としての責任については考えなくてよい。

[事例（続き）]

その後Aが弁済の繰り延べを求めた結果、弁済期は平成22年3月31日に延期され、この期日にはAは1億円を弁済した。ところが甲土地の登記名義はAに回復されることなくB名義のままであった。平成26年1月16日、Bはすでに譲渡担保を実行したから甲土地はBのものとなったと述べてFに対して甲土地を1億円で売却し、即日移転登記が経由された。

【第3問】（50点）

平成26年5月8日になって、Aは甲土地の名義がFに移転していることに気付いた。Aは、譲渡担保権はすでに消滅しており真正な所有者は自己であるとしてFに対して移転登記の抹消を求めた。この請求は認められるか。

民事訴訟法（配点 50 点）

以下の〔事例〕を読んで、各問に答えなさい。

〔事例〕

Xは、平成24年6月10日、甲建物の所有者Aから甲建物を買い受けた（この売買を、以下「本件売買」という。）と主張し、甲建物を占有しているYを被告として、甲建物所有権の確認を求める訴え（以下「前訴」という。）を提起したところ、裁判所は、平成25年4月15日に口頭弁論を終結し、同年5月10日にXの請求を認容する判決を下し、同判決は、同月26日に確定した。

ところが、その後もYが甲建物を明け渡さないため、Xは、平成26年6月10日、Yを被告として、所有権に基づき甲建物の明渡しを求める訴え（以下「後訴」という。）を提起した。

【第1問】（10点）

後訴の訴訟物を記載せよ。

【第2問】（25点）

後訴において、Xが、前訴と同様に本件売買契約の成立を主張するとともに、Yが甲建物を占有していると主張したところ、Yは、甲建物を占有していることは認めるが、本件売買契約は、Aに要素の錯誤があったので無効であると主張した。Yが主張するAの錯誤が認められる場合、裁判所はどのような判断をするべきか、理由とともに述べよ。

【第3問】（15点）

後訴において、Yは、本件売買契約の成立は認めるが、平成23年10月10日、当時の所有者であったAから甲建物を賃借して、甲建物を占有していると主張した。Y主張の賃貸借が認められる場合、裁判所はどのような判断をするべきか、理由とともに述べよ。